

通所介護利用契約書

(重要事項説明書添付)

みゆき荘デイサービスセンター

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(島根県指定 第 3272200563 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

1 事業者名	西ノ島福祉会
2 所在地	隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19
3 電話番号	08514-6-0150
4 代表者名	理事長 萬田 友貞

2. 事業所の概要

1 事業所種類	指定通所介護事業所
2 事業目的	通所介護
3 事業所名称	みゆき荘デイサービスセンター
4 所在地	隠岐郡西ノ島町大字美田 3078-19
5 電話番号	08514-6-0150
6 管理者氏名	所長 間 康 信
7 運営方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に合った通所介護に努めます ② サービスの提供に当たっては、関係町村、居宅介護支援事業所、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。 ③ 提供した指定通所介護サービスについては、常にその質の評価を行い、改善を図ります
8 利用人員	25人

3. 事業実施地域及び営業時間

1 通常の事業の実施地域	西ノ島町
2 営業日及び営業時間	この事業は、年中無休、毎日を営業日とし、営業時間を午前9時から午後4時までとする。ただし、デイサービスの提供については、施設及び設備の損壊・故障、気象現象、その他、特別な事由がある場合はこの限りでない。

営業日	365日（年中無休）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職種	員数	専従及び兼務区分
管理者	1名	常勤で兼務
生活相談員	2名	常勤で1名専従 1名兼務
看護職員	2名	常勤で1名専従 1名兼務で機能訓練指導員と兼務
事務員	1名	常勤専従
機能訓練指導員	2名	常勤で1名専従、1名兼務
介護職員	3名	常勤で3名専従
パート介護職員	3名	専従で午前8:30～午後4:30
介護職員兼運転手	2名	常勤で2名専従
調理員	2名	常勤で1名専従、1名兼務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、次の場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利用料金が支援費から給付される場合 ② 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

1 支援費の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割が支援費から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食事（但し、食材料費として480円別途いただきます。）
- ② 入浴（寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。）

③ 排泄介助

④ 機能訓練

〈サービス利用料金（一回あたり）〉（契約書第6条参照）

送迎費は片道540円を自己負担してもらう。

2 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記 1 の料金・費用は、サービス利用月の翌月指定日までにお支払い下さい。

3 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、食料費等の料金をいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提供して協議します。

6. サービス実施の記録について

1 サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、デイサービス計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

2 ご利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所では、個人情報保護法にもとづいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

1 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

2 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 高田 範昭

3 受付時間

365日 24時間

4 第三者委員

事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場

から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

氏名	住所・電話番号
横棚	
上田	
濱	

7. 事故発生時の対応について

事故発生時の対応マニュアルにより対応いたします。

8. 損害賠償保険への加入について

事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 アイオイ損保

保険名

補償の概要

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

みゆき荘デイサービスセンター

説明者 職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、知的障害児通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 隠岐郡西ノ島町大字

氏 名

印

契約者 住所 隠岐郡西ノ島町大字

氏 名

印

連絡先

緊急時連絡先